

2014年5月31日(土)

## 1325NAP 策定に市民社会はどう関わるか？

### ワークショップ資料

1325NAP 市民連絡会コーディネーター  
本山央子 (h-motoyama@nifty.com)

#### 1. 安保理決議 1325 号と NAP

##### 1325NAP とは？

「女性・平和・安全保障」に関する安保理決議 1325 号（2000 年採択）を、各国で実施するための国別行動計画（National Action Plan）のこと。

##### ●1325 号決議の背景

「女性の権利と平和は切り離せない」ということは、1975 年の第 1 回世界女性会議から言わされてきたが、国際的な行動計画としてまとめられたのは、1995 年の北京女性会議で採択された行動綱領「E. 武力紛争と女性」が初めて。

冷戦後に各地で起きた武力紛争で、女性への暴力が戦争の手段として戦略的に用いられていることが明らかになった。（旧ユーコン紛争、ルワンダ内戦など。日本軍「慰安婦」問題も）一方で、紛争予防や平和構築において女性たちは大きな役割を果たしているにもかかわらず、和平交渉や平和維持活動からは排除され、女性の経験やニーズが無視されている。

さらに平和・安全保障のジェンダー主流化を進めるためには、国連で安全保障を中心的に扱う安保理で決議を出すことが有効だと考えた NGO が、国連機関やいくつかの政府と協力して、決議採択を推し進めた。

##### ●決議のポイント

Participation (参加)

Prevention (予防)

Protection (保護)

- ・紛争下における暴力から女性や少女を保護し、不処罰を終わらせること
- ・女性たちが平和の積極的な担い手として、安全保障や紛争予防・解決に関わるあらゆるレベルの意思決定に平等に参加すること
- ・安全保障・平和維持・構築活動などにジェンダー視点を導入すること

★「1325 のポイントは、戦争を女性にとって安全なものにすることではなく、平和を構築するために女性の平等な参加を保障することにある」

——安保理議長（当時）チャウドリー氏

### ●決議のその後

伝統的に男性中心・軍事中心で、もっともジェンダー主流化が遅れていた安全保障の分野で、意思決定にジェンダーの視点を導入し女性の参画を促した 1325 号決議の意味は大きい。しかし問題は実行。1325 号決議以後、安保理では 2013 年までに 7 本のフォローアップ決議が採択されているが<sup>1</sup>、なかなか実行されていない。そこで各国に NAP 策定が求められている。

### ●1325NAP を策定している国：45 カ国（2014 年 5 月現在）

オーストラリア、ネパール、フィリピン、グルジア、キルギスタン  
コートジボワール、ウガンダ、ルワンダ、セネガル、シェラレオネ、コンゴ民主共和国、ギニア、ギニアビサウ、リベリア、ガーナ、ブルンジ、イラク、ナイジェリア  
イギリス、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、アイスランド、アイルランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、セルビア、スロベニア、スウェーデン、スペイン、スイス、リトアニア、アイルランド、マケドニア、アメリカ合衆国、カナダ、チリ、韓国

★すでに改訂している国もたくさんある。

★紛争を経験している国、援助国など、その国の特徴に応じた NAP

## 2. 日本版 NAP について

### ●ここまで経過

2013 年 3 月 国連女性の地位委員会（CSW）で日本政府が突然、NAP 策定を表明。（「慰安婦」問題への批判を受けて、「女性にやさしい」安倍政権を国際アピール？）

6・7 月 NGO・外務省の ODA 政策協議で説明。この時点では外務省は年内（2013 年 12 月まで）に策定作業を終わらせる予定だった。

8 月 女性団体・国際協力 NGO など 39 団体が、市民社会の参加保障をもとめる要請書を提出。外務省と協議。

9・10 月 意見交換会を外務省が開催。策定プロセスを延ばすこと、NGO から提案していた「小人数グループ」（政府・学識経験者・市民社会代表）で草案を議論することについて合意。

11 月～ 小人数グループ会合始まる。2014 年 5 月 9 日まで 6 回開催。

2014 年 9 月の国連総会までに草案を完成させて、パブリックコメント。12 月までに完成をめざしている。

### ★外務省ホームページ

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/women/index.html#section3>

（トップページ→「女性が輝く社会」→「女性・平和・安全保障に関する行動計画」）  
で、小人数 G 会合の議事メモ、提出された文書はすべて閲覧可能。

<sup>1</sup> 1820 号（2008）、1888 号（2009）、1889 号（2009）、1960 号（2010）、2106 号（2013）、2122 号（2013）

### ●市民社会の取り組み

- ・2013年10月に「1325NAP市民連絡会」を発足。現在、約60人、15団体が参加している。
- ・目的：市民社会の知見を集約し、政府との協議の場に、対案を効果的に出すこと。
- ・小人数グループには、5つのワーキンググループからリーダー（出られないときはサブリーダー）＋コーディネーターが参加。また、8名の学識経験者を推薦した。
- ・NAPの5つの柱（参画、保護、予防、人道復興支援、モニタリング・評価）ごとに、担当作業チームが市民連絡会からの対案をまとめ、小人数グループ会合で提案、協議している。

### 3. 策定プロセスにどう関わるか

#### ●NAPに対して意見をいうルート：

- ・市民連絡会を通して
- ・地方意見交換会  
沖縄（2014年2月終了）、北九州、関西、東北で開催予定。（北海道は検討中）
- ・パブリックコメント（9月）

枠組みの限界、時間の限界も認識して効果的な活動をしていく必要。

#### 1325NAP市民連絡会に参加するには

- ・メール（h-motoyama@nifty.com）で、お名前、所属（または1325に関連する活動内容）、MLに登録するメールアドレスをおしえください。
- ・入会費2000円を現金、または郵便振替でお支払いください。  
<ゆうちょ銀行から>口座記号番号 00130-5-264366 1325NAP市民連絡会  
<他行等から>〇一九（ゼロイチキュウ）店（019）当座 0264366
- ・入会にあたっては運営規約を確認してください。